

議員提出議案第 1 号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年10月13日

中 島 規 夫
興 治 英 夫
浜 崎 晋 一
野 坂 道 明
川 部 洋
銀 杏 泰 利

尾 崎 薫
鹿 島 功
斉 木 正 一
内 田 博 長
語 堂 正 範

「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

特殊土壤地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで14回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげてきているところである。

しかし、近年、気候変動に伴い、激甚化・頻発化する台風や大雨による甚大な災害が続く中、侵食を受けやすい特殊土壤地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災など住民が安心して暮らしていくために必要な対策を講じていく必要がある。

このような中で、「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」が令和9年3月31日で期限を迎える。

よって、国においては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壤地帯の厳しい実情を御賢察の上、「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を5年間延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議員提出議案第 2 号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年10月13日

中 島 規 夫
興 治 英 夫
浜 崎 晋 一
野 坂 道 明
川 部 洋
銀 杏 泰 利

尾 崎 薫
鹿 島 功
斉 木 正 一
内 田 博 長
語 堂 正 範

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、母親の中には十分な自母乳が得られない、又は何らかの理由で自母乳を使用できない場合もある。こうした母子を支えるために、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、ドナーミルクの法的な位置付けや制度面の整備は行われていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることや、ドナーミルクの必要性が十分に伝わりきっていないことなどが、ドナー登録施設やドナー登録の拡大の妨げとなっていると考えられる。

よって、国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを早期に明確化し、医療機関による実質的な費用負担を解消するための制度を整備すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対して必要な財政支援を行うこと。
- 3 ドナーミルクが新生児に投与される生物由来の物質であることを踏まえ、母子の健康を害する事態が決して発生しないよう、その安全性の確保を図るとともに、安定的に供給できる体制の確立に向け、取組を進めること。
- 4 ドナー登録者数を増やすため、妊産婦健康診査時や産後ケア利用時などを活用して周知拡大を進めること。
- 5 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議員提出議案第 3 号

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の
抜本的強化を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年10月13日

中 島 規 夫
興 治 英 夫
浜 崎 晋 一
野 坂 道 明
川 部 洋
銀 杏 泰 利

尾 崎 薫
鹿 島 功
斉 木 正 一
内 田 博 長
語 堂 正 範

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織である「防災庁」の発足が決定し、本年7月には「防災庁設置法」も成立した。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

1 国・地方自治体による災害対応体制の抜本的強化

- (1) 被災地の負担を軽減するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化するなど、国・自治体・民間が連携した支援体制を構築すること。
- (2) 熊本地震の教訓を踏まえて、『場所（避難所）』から『人（被災者）』への支援」の考え方への転換を図り、自宅・車中泊避難者を含めた被災者の災害関連死を防ぎ、被災者が発災直後から尊厳ある生活を営めるよう対策を強化すること。
- (3) 災害関連死を防ぎ、被災者が発災直後から尊厳ある生活を営めるよう、指定避難所等においてTKBをはじめとする避難生活環境の確保に必要な物資・資機材を整備するとともに、官民連携による輸送や設営の担い手を確保すること。
- (4) 被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。
- (5) 事前防災から発災時の避難誘導、被災後の生活再建に至るまで、広く子どもや高齢者、障がい者を含む全ての国民の関心を惹きつけ、ニーズに合った分かりやすい災害広報を実施すること。
- (6) 地震後の余震や降雨に伴う土砂災害等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

2 全ての国民の防災意識向上及び防災に貢献するための人材育成

災害時、保健・医療・福祉分野の専門家による支援チーム（DMAT・DPAT・DWAT等）や専門能力を持った民間やボランティア団体などが円滑に支援を行うことができるよう、平時からの人材育成に繋がる活動支援や体制整備、訓練の実施を行うこと。

3 最先端の科学技術の活用と防災産業の発展

災害発生時に、関係府省や地方自治体等の災害対応機関が持つ災害情報を集約し、効果的な災害対応に繋げるため、防災DXを一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

鳥 取 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）
防災庁設置準備担当大臣

議員提出議案第4号

自衛官への理解促進による社会的地位向上、処遇・勤務環境の改善、
退職後支援の拡充を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和8年10月13日

中 島 規 夫
興 治 英 夫
浜 崎 晋 一
野 坂 道 明
川 部 洋
銀 杏 泰 利

尾 崎 薫
鹿 島 功
斉 木 正 一
内 田 博 長
語 堂 正 範

自衛官への理解促進による社会的地位向上、処遇・勤務環境の改善、
退職後支援の拡充を求める意見書

自衛官は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを使命とし、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中にあっても、国民の生命・財産と我が国の領土、領海、領空を守り抜くため、強い使命感を持って最前線で任務に当たっている。加えて、地震や豪雨、豪雪等、頻発する自然災害の現場でも、自衛官の果たす役割の重要性は高まっているほか、本県にも航空自衛隊美保基地、陸上自衛隊米子駐屯地等が配置され、県民の安心感の醸成に大いに寄与している。

こうした中、国会において、自衛官という職業を家庭の経済状況や社会的属性と一方的に結びつけて、一面的又は否定的に捉える極めて不適切な発言がなされた。当該議員は直ちに発言を撤回し謝罪しているものの、その社会的影響は看過できない。自衛官本人のみならず、その家族、退職自衛官、予備自衛官、さらには自衛官を目指す子どもたちに対する誤解を生じさせるとともに、自衛官として志願し、職務を全うする人々の名誉と尊厳を傷つけるものであり、極めて遺憾である。

今般、防衛省の所管の下に「退職自衛官・家族支援庁」の創設も検討される中、国会及び政府におかれては、自衛官に関する正しい情報発信や教育の充実を通じて、自衛官の尊厳を守り理解を促進するとともに、自衛官が自らの任務に強い誇りと責任感を持ち、国民の深い理解の下に安心して職務に専念でき、自衛官を志す方が将来への希望を持つことができる環境を整備すべきである。

また、学校教育において自衛隊の意義について、客観的かつ分かりやすく学ぶ機会を充実させることも極めて重要であり、子供たちが自衛隊への正しい理解と信頼を深めることこそが、我が国の平和と安全保障を支える社会基盤となる。

よって、次の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

1 自衛官の社会的地位の向上と名誉の確立

国家と国民のために、自らの危険を顧みず任務に就く自衛官の特殊性と貢献を正に評価し、国及び社会全体で高い敬意と感謝を示すための環境・体制を整備すること。

2 学校教育における自衛隊の役割への理解促進

自衛隊が国の防衛や国際社会の平和と安全のために果たしている役割と任務の意義・政治的立場について、子どもたちが理解を深めるとともに、その任務を担う自衛官の職務と貢献を正に評価できるよう、教育の充実を図ること。

3 給与・手当等の処遇改善の推進

危険性や拘束性の高い勤務実態、災害派遣等における過酷な負担にふさわしい基本給（俸給）及び各種手当の抜本的な引上げ・見直しを行うこと。特に、若手・中堅隊員が将来にわたり希望を持って働き続けられるよう、更なる給与体系の改善を図ること。

4 生活・勤務環境の整備

老朽化した隊舎や駐屯地・基地内宿舎の改修・個室化、エアコンの設置等を加速させ、プライバシーと居住性の確保を図ること。また、艦艇内や遠隔地における通信環境の整備や装備品・被服等の質の向上を図り、生活・作業環境を早期に改善すること。

5 退職後の生涯設計・再就職支援の強化

若年定年制や任期満了退職という自衛官特有の制度に鑑み、退職後の生活に対する不安を払拭するため、民間企業等における自衛官の職務経験や専門性が正当に評価されるための施策を強化すること。併せて、在職中の資格取得支援や若年定年退職者給付金の更なる拡充を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
防 衛 大 臣
様